

第15回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成21年2月18日(水)

10:00~12:00

議事堂 601特別委員会室

1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例について

2 その他

添付資料

資料1 補助金の交付先による分類について

資料2 暴力団の排除について

資料3 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定又は運用の在り方について、見直しのための委員意見及び座長案

補助金の交付先による分類について

第14回議員提出条例に係る検証検討会において求められた資料

条例第8条第1項第2号の規定に基づいて提出されるものについて、補助事業者等を市町、県の出資する法人又はその他に分類し、まとめたもの。

1. 分類の方法

分類は、次のとおりとする。

1：市町、特別地方公共団体（四日市港管理組合）及び独立行政法人（(独)福祉医療機構、(独)日本貿易振興機構、(独)水資源機構、(独)環境再生保全機構）

2：県の出資する法人

ここでは、総務部経営総務室が県の外郭団体と整理する36団体とする。
（総務部経営総務室作成 別紙参照）

3：その他

1及び2以外のもの

2. 分類の結果（平成19年度交付実績）

交付先	補助金等の交付実績	
	件数 (件)	金額 (千円)
1：市町等	353	24,542,046
2：県の出資する法人	19	2,219,469
3：その他	272	18,322,308

件数 計644件（予算調整室確認）

A: 外郭団体とは？

1 定義

三重県での外郭団体では、県出資法人のうち(1)～(3)に該当する団体に当たります。

1. 県の出資比率が25%以上の団体
(県の出資比率が25%未満の団体において)
2. 県が筆頭出資となり経営的な責務を担う団体
3. 県議会行政改革調査特別委員会で指摘のあった団体

2 内訳

出資比率	財団法人	社団法人	商法法人	その他	合計
100%	2	—	—	4	6
50%以上～100%未満	6	—	—	—	6
25%以上～50%未満	11	3	4	2	20
25%未満	4	—	—	—	4
合計	23	3	4	6	36

3 一覧

各外郭団体の概要は、以下のとおりです。

[一覧ページへ](#)

[ページのトップへ戻る](#)

総務部 経営総務室

三重県の外郭団体一覧表

(平成20年4月現在)

担当部	番号	団体名	代表者	設立目的・事業内容等
政策部	1	伊勢鉄道(株)	代表取締役社長 森井 修治	地方鉄道の運営
	2	(財)国際環境技術移転 研究センター	会長 川口 文夫	地球環境保全に資する産業技術の研究開発、諸 外国への移転
生活・文化部	3	(財)三重県労働福祉協 会	理事長 櫛田 安良	労働者の福祉・厚生・文化事業、労働会館の管理 運営
	4	(財)三重県文化振興事 業団	理事長 武村 泰男	芸術文化、生涯学習、男女共同参画社会づくり
	5	(財)三重県国際交流財 団	理事長 豊田 長康	国際交流に関する情報収集・提供、事業の企画・ 推進、日本語指導教材開発
	6	(株)三重データクラフト	代表取締役社長 境 克敏	障害者の雇用促進、CADによる図面・データ作成
	7	(財)三重県立美術館協 力会	理事長 谷川 憲三	美術に関する調査研究、美術館の事業活動への 協力
	8	(財)国史跡齋宮跡保存 協会	理事長 中山 正美	国史跡齋宮跡の保存・活用、歴史体験学習業務、 齋宮歴史博物館受付業務
健康福祉部	9	(社福)三重県厚生事業 団	理事長 望月 達史	知的障害者(児)施設の設置運営、三重県身体障 害者福祉センターの管理運営
	10	(財)三重ボランティア基 金	理事長 野呂 昭彦	ボランティアの育成、活動助成、指導者教育
	11	(財)三重こどもわかもの 育成財団	理事長 竹林 武一	青少年・児童健全育成に関する啓発、地域活動、 みえこどもの城の管理運営
	12	(財)三重県小動物施設 管理公社	理事長 堀木 稔生	保健所が収容した小動物の回収・処分・保護・抑 留
	13	(財)三重県救急医療情 報センター	理事長 中嶋 寛	最寄りの医療機関の案内等、救急医療の情報提 供
	14	(財)三重県生活衛生営 業指導センター	理事長 小林 賢司	生活環境衛生関係営業、衛生施設の維持、改善 向上、経営相談等
環境	15	(財)三重県環境保全事 業団	理事長 油家 正	産業廃棄物の最終処分、環境影響調査、水質検 査、廃棄物処理センター事業

森林部	16	(社)三重県緑化推進協会	会長 川喜田 久	緑化推進、緑の募金
農水商工部	17	(財)三重県農林水産支援センター	理事長 野呂 昭彦	農林水産業の担い手確保、農家等の経営合理化、農村等の健全発展
	18	(株)三重県松阪食肉公社	代表取締役社長 下村 猛	食肉処理施設の管理運営
	19	(株)三重県四日市畜産公社	代表取締役社長 山中 正則	食肉処理施設・食肉卸売市場の運営
	20	(社)三重県畜産協会	会長理事 田中 利宣	畜産振興、畜産経営者・団体の運営指導、家畜・畜産物の価格安定
	21	(財)三重県産業支援センター	理事長 石垣 英一	新産業の創出、地域産業の振興、ベンチャー支援
	22	(財)三重県水産振興事業団	理事長 岩城 健	水産動物の種苗生産、栽培漁業の普及啓蒙、新水産技術の開発
	23	三重県信用保証協会	会長 松岡 美知男	中小企業者の金融円滑化のための債務保証
	24	(財)三重北勢地域地場産業振興センター	理事長 早川 勝彦	地場産業の健全育成、地場製品のPR、販路拡大
	25	三重県漁業信用基金協会	理事長 坂 憲正	中小漁業者の金融円滑化のための債務保証
	26	(社)三重県青果物価格安定基金協会	会長理事 田中 利宣	青果物の価格安定、果実の計画生産・計画出荷の促進
	27	(財)三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会	理事長 岩城 健	海難救済費・弔慰金の給付
県土整備部	28	(財)三重県建設技術センター	理事長 松井 明	土木建設に関する技術支援、技術研修
	29	三重県土地開発公社	理事長 高杉 勲	公有地の取得、造成、管理、処分
	30	三重県住宅供給公社	理事長 高杉 勲	分譲住宅、県営住宅の管理運営
	31	三重県道路公社	理事長 高杉 勲	有料道路の維持・管理・運営
	32	(財)三重県下水道公社	理事長 田岡 光生	流域下水道の維持管理、下水道知識の普及啓発、下水道技術者の養成
教育	33	(財)伊勢湾海洋スポーツセンター	理事長 松田 直久	ヨット教室、安全講習会、ヨットレース

委員会	34	(財)三重県武道振興会	理事長 石井 三好	武道の普及振興、武道館の維持管理
	35	(財)三重県体育協会	理事長 田中 敏夫	アマチュアスポーツの統轄、県営スポーツガーデン・県営総合競技場の管理運営
警察	36	(財)暴力追放三重県民センター	理事長 渡部 邦夫	暴力団員による不当行為に対する広報活動、相談活動、被害者救済

[ページのトップへ戻る](#)

三重県総務部 経営総務室 経営改善担当 / 〒514-8570 津市広明町13
 電話: 059-224-2236 / ファックス: 059-224-2125 / E-mail: skeiei@pref.mie.jp

暴力団の排除について

1 現状

暴力団の排除について、本県においては、平成 15 年に公共工事からの排除措置要綱を、平成 19 年に物件関係契約からの排除措置要綱を定めている。

「三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱」(平成 15 年 6 月 1 日施行)

県と警察本部とが協定を締結し、県の公共工事等に対する暴力団等の不当な介入を排除し、公共工事等の適正な履行を確保するもの。

(対象) 県が発注する建設工事等及び建設業許可

(内容) 建設業許可からの排除、建設工事等の入札参加対象からの排除
建設工事等の資材購入等の排除、不当介入に対する措置

「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(平成 19 年 9 月 20 日施行)

県と警察本部とが協定を締結し、県が締結する物品関係契約から暴力団を排除し、契約の適正な履行を確保するもの。

(対象) 物件の購入等の契約、設備の保守等の委託契約 等

(内容) 物件関係契約の入札参加者からの排除、物件関係契約の資材購入等の排除、不当介入に対する措置

なお、県の補助事業に当たって、補助事業者 から暴力団を排除することについては、特段の仕組みは設けられていない。

ここで補助事業者とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業を行う者をいう。

国においては、内閣総理大臣を長とする犯罪対策閣僚会議で定められた「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成 15 年 12 月策定)で、暴力団に係る対策を積極的に推進する必要性が指摘されている。さらに、この閣僚会議の下に暴力団取締り等総合対策ワーキングチームが設置され、公共事業からの暴力団排除、行政対象暴力への対策等に取り組んでいる。

2 補助事業からの暴力団の排除(他の都道府県の取組)

大阪府においては、平成 20 年 8 月に庁内に財政研究会を設置し、補助事業から暴力団関係者を排除するため、補助金交付要綱等に暴力団等排除に関する規定を設けることなどを検討している。

また、佐賀県においては、工事、物品の買入れ、県が行う補助金の交付も含めた県の契約等から暴力団を排除するため、包括的な排除措置要綱を平成 20 年度中の制定に向けて検討している。

現在、他の都道府県については調査中。

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定又は運用の在り方について、

見直しのための委員意見及び座長案

① 当条例の規定関係

事項 ・報告時期 ・対象	見直し案 (たたき台)	○賛成の理由又は提案	×反対の理由又は提案	座長案
予算に関する補助金等に係る資料(第5条関係) ・予算提出時 ・1千万円以上 予算に関する資料	案1 . 報告対象となる補助金の額を引き上げる	<ul style="list-style-type: none"> ・(野田副座長、服部委員) 議会への報告は、7,000万円以上についてとする。1,000万円以上7,000万円未満については、議会へは報告しないが、HP等で公開するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(杉本委員) 議会の監視機能を高め、公正で透明性の高い県政実現のためには、報告対象となる補助金の額は現行どおり1,000万円以上とする。 ・(北川委員) 対象金額を引き上げることは、情報量がかなり少なくなる可能性が高い。 ・(日沖委員) できるだけ細かく知りたいので ・(竹上委員) 少額補助のチェックは必要 ・(森本委員) 1千万円以下でも提出を求めたいものもあり、引き上げることには反対 ・(萩原委員) 反対(全般的なことなので詳細はその他の欄に記述) ・(今井委員) 県民の税金が原資。632件が多いとは思わない。 	1. 予算に関する補助金等に係る資料については、現行どおりとする。
交付決定実績調書(第6条第1項関係) ・各定例会の各会議(2、6、9、11月会議) ・7千万円以上 交付決定実績調書	案2 . 報告を廃止する	<ul style="list-style-type: none"> ・(日沖委員) 何度も同様の報告がなされているのではぶいても十分な審議がおこなえらる。効率化するためには可と考える ・(野田副座長、服部委員) 案2のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・(杉本委員) 議会の監視機能を高め、公正で透明性の高い県政実現のためには、現行どおり交付決定実績調書の報告は必要。 ・(北川委員) 交付先の決定は、この段階でないと把握できないため、廃止すべきでない。 ・(竹上委員) 条例制定の主旨から全廃には反対。議決契約案件である5億以上としてはどうか ・(森本委員) 変更される場合もあり、提出の必要あり ・(萩原委員) 反対(全般的なことなので詳細はその他の欄に記述) ・(今井委員) 年2回の報告にしてはどうか。 	2. 交付決定実績調書については、金額等について見直しをする。

評価	<p>補助金等評価結果調書 (第7条第1項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回定例会(9月会議)※ 会計年度終了後6月以内に評価を行い、結果を議会に報告 7千万円以上 	<p>案3. 年次報告の中で整理することとする</p> <ul style="list-style-type: none"> (杉本委員) (案3に) 賛成 (北川委員) 年次報告にまとめてよいが、評価は必要。 (日沖委員) 効率化のために整理されてもよいと考える。 (野田副座長、服部委員) 案3のとおり (竹上委員) 賛成。額は変更を検討 (森本委員) 案5と合わせての報告でよい (今井委員) 賛成。1冊の方が見やすいと思う 	<ul style="list-style-type: none"> (萩原委員) 反対 (全般的なことなので詳細はその他の欄に記述) 	<p>3. 評価は、年次報告の中で整理して議会に報告させるものとする。</p>	
	<p>継続評価実施計画 (第7条第3項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 同上 継続して評価が必要なもの 	<p>案4. 継続報告を廃止し、事業終了後評価することとする</p> <ul style="list-style-type: none"> (杉本委員) (案4に) 賛成 (北川委員) 内容的に事業終了後の評価で十分と考える。 (日沖委員) 多種ある報告様式のなかで継続報告はなくても審議する上で支障はないと考える。廃止して整理してよいと考える。 (野田副座長、服部委員) 案4のとおり (竹上委員) 繰越がほとんどなので必要ないと思う (森本委員) 案5の中での報告でよい (今井委員) 継続の理由を見る限り廃止していいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> (萩原委員) 反対 (全般的なことなので詳細はその他の欄に記述) 		<p>4. 継続報告は廃止し、事業年の終了後に評価して、議会に報告させることとする。</p>
	<p>補助金等の交付実績 (第8条第1項第2号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回定例会(9月会議)※ 毎年1回、前年度における補助金等の実績について 1千万円以上 	<p>案5. 報告対象となる補助金の額を7千万円以上などと引き上げる。 案3の補助金等の評価と合わせて報告することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (野田副座長、服部委員) 年次報告は、案3の評価とあわせて、7,000万円以上について、議会へ報告することとする。1,000万円以上7,000万円未満についての年次報告は、HP等で公表するものとする。 		<ul style="list-style-type: none"> (杉本委員) 議会の監視機能を高め、公正で透明性の高い県政実現のためには、報告対象となる補助金の額は現行どおり1,000万円以上とする。 (北川委員) 案1のところに合わせる。 (日沖委員) できるだけ細かく知りたいので(案3の補助金等の評価と合わせて報告することとする、には賛成) (竹上委員) 予算時との比較のため (萩原委員) 反対 (全般的なことなので詳細はその他の欄に記述) (今井委員) 第5条関係と金額を合わせた方がよい。

② 当条例の運用の在り方関係

見直し案	○賛成の理由又は提案	×反対の理由又は提案	座長案
<p>案6 定例会の招集回数が年2回に改められたことに合わせて、当条例に基づく報告等は、現行の年4回から年2回の報告に改めることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(杉本委員) (案6に) 賛成 ・(日沖委員) 2回となっても審査する上で大きな支障があるとは考えられないので、定例会が2回になったのだから、それに合やすことでよいと考えます。 ・(野田副座長、服部委員) 交付決定実績調書は廃止するので、これについては議論する必要がない。 ・(竹上委員) 定例会が2回となったことに伴い、平仄を合わせる。ただし、交付決定については、年4回 ・(森本委員) 特に資料の提出があれば回数について問題ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・(北川委員) 議会の迅速な対応を妨げるリスクがある。 	<p>6. 当条例に基づき、年4回報告されているものは、2の交付決定実績調書(第6条第1項関係)及びその変更決定分(第6条第3項関係)である。</p> <p>仮に、交付決定実績調書等について現行どおりとする場合、定例会の招集回数の見直し(年2回)に合わせて、年2回とすることとする。</p>

3 その他見直しの提案

当条例の規定又は運用の在り方について、①又は②以外に提案

見直し案 ※関係条文を明記してください	左記の提案の理由等	座長案(考え方)
<ul style="list-style-type: none"> ・(今井委員) 議会への報告とHPでの公表は別のものとして考えた方がよい。 		

<p>全般的な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(萩原委員) 基本的には今までどおり報告してもらいたい。ネット配信もあわせてやってもらえば便利。だからといってすべてペーパーレスは困る。対象金額は上げる必要はない。ますます、不透明になってしまう。増加したのか、減額したのか、などの変化とその理由などを特に重視して報告してほしい。 		
--	--	--